

平成18年第1回臨時会

滝川市議会会議録

第 1 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 1 8 年 1 月 2 6 日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	報告第 1 号 専決処分について（平成 1 7 年度滝川市一般会計補正予算 （第 8 号））	3
○日程第 4	報告第 2 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	7
○日程第 5	報告第 3 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	8
○日程第 6	議案第 1 号 滝川市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例 議案第 2 号 下水道使用料の算定に関する事務等の委託について 議案第 3 号 中空知広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加 及びその共同処理する事務の変更並びに中空知広域水道企 業団規約の変更について	8
○閉会宣告		1 6

平成18年第1回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成18年1月26日（木）

午前10時01分 開会

午前11時02分 閉会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（平成17年度滝川市一般会計補正予算（第8号））

日程第 4 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 5 報告第 3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 6 議案第 1号 滝川市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例

議案第 2号 下水道使用料の算定に関する事務等の委託について

議案第 3号 中空知広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及びその共同処理する事務の変更並びに中空知広域水道企業団規約の変更について

○出席議員（20名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久 美 子 君
5番	石 田 昇 君	8番	清 水 雅 人 君
9番	本 間 保 昭 君	10番	大 累 泰 幸 君
11番	田 中 敏 男 君	12番	堀 田 建 司 君
13番	谷 口 昭 君	14番	山 木 昇 君
15番	酒 井 隆 裕 君	16番	窪之内 美知代 君
17番	中 田 翼 君	18番	田 村 勇 君
19番	藪 内 英 之 君	20番	井 上 正 雄 君
21番	水 口 典 一 君	22番	坂 下 薫 君

○欠席議員（1名）

7番 渡 辺 精 郎 君

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	門 山 伸 夫 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君

監査委員	八幡吉宣君
市民生活部長	大竹敏章君
経済部長	中嶋康雄君
建設水道部長	池田隆君
教育部長	辰巳信男君
病院事務部長	東照明君
総務課長	高橋賢司君
財政課長	西村孝君

総務部長	末松静夫君
保健福祉部長	松井雅昭君
経済部参事	江上充明君
建設水道部参事	木下善雄君
監査事務局長	谷田部篤君
秘書課長	若山重樹君
企画課長	館敏弘君

○本会議事務従事者

事務局長	林弘君
主査	中川祐介君

次長	飯沼清孝君
主査	鈴木靖子君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成18年第1回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、20名であります。

欠席の申し出は、渡辺議員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において山木議員、酒井議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について（平成17年度滝川市一般会計補正予算（第8号））

○議 長 日程第3、報告第1号 専決処分について（平成17年度滝川市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

市長の発言を認めます。

○市 長 旧江部乙診療所における油漏れについての専決処分の報告に当たりまして、議会及び市民の皆様におわびを申し上げます。

このたびの油漏れ事故につきましては、法律に定められた点検はしっかりと行っておりましたが、日常的な点検の徹底に一部十分でない点があったという反省を持っております。事後対策には万全を期したとはいえ、結果として事故を起こし、財政運営の厳しい中であって多額の公費支出を余儀なくされたことはまことに遺憾であり、ここに深くおわびを申し上げます。

私を初め管理監督の任にある幹部職員は、常に危機と相対峙しているとの認識を持って平素の仕事に臨まなければならないことを再認識をして、今後はこのたびの事故の重大性を十分認識し、再発なきよう管理体制の強化に努める所存であります。今次の事故の重大性にかんがみ、私を含めた

管理監督上の責任については適切な時期に対応する考えであります。

なお、今回の専決処分は、事故に伴う緊急な対応に要した経費が主なものでありまして、たんぼの家及び社会福祉事業団の本部は現在のところ引き続き入居する方針を持っておりますので、いかに運営コストを低減するか、特に暖房系統などについての改修は新年度において対応する検討を進めております。

以下、専決処分の内容について所管部長からご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 報告第1号 専決処分について説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことにより、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項は、平成17年度滝川市一般会計補正予算（第8号）でございます。

入居者として知的障害者デイサービスセンター、重症心身障害児通園事業所、通称たんぼの家、それから社会福祉事業団本部がある旧江部乙診療所における油漏れについて早急な対応が必要とのことから、処理経費等の委託料を増額し、予算の補正を要することとなったものでございます。

第1項で歳入歳出にそれぞれ1,155万円を増額し、予算の総額を213億4,807万4,000円とするものであります。

歳入歳出の補正は、第1表によるところでございます。

専決処分年月日は、12月17日でございます。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いいたします。

補正の内容については、歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。歳入からご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税1,155万円の増額は、補正に必要な財源を普通交付税で調整したいとするものでございます。

続きまして、歳出の8ページ、9ページをお開き願います。3款1項3目知的障害者福祉費、補正額1,155万円は、知的障害者デイサービスセンターの運営管理に要する経費の補正でありまして、油漏れに伴う処理経費等の委託料1,155万円となっております。

以上を申し上げまして、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 今回の事故でありますけれども、老朽化している管につきましてゲージ等を用いて目視検査などを緊急に行ったとされておりますけれども、本来であれば管の実物の検査も含めて予算されるべきであったのではないかと、また漏れてから対応するのではなくて、その前の検査、こうしたことが一番重要ではなかったのかと私自身思うわけでございます。以下、3点にわたりまして質疑いたします。

地下タンクに関しまして、今回の事故が起こるまで油漏れが発見できなかったのは問題でありま

す。先ほど法律で定められた定期検査は行ってきましたが、十分ではなかったと、こうしたご報告がございました。そこで、どういった検査を行うべきだったのか、そのことについてお伺い申し上げます。

2点目であります。今回の事故で緊急検査ということでございますけれども、今後専門的な調査が行われる。これについては、先ほどの厚生常任委員会の中でも報告されたのですが、これがいつ行われるのか、またどういった内容なのか質疑いたします。

3点目、このことで市内公共施設で老朽化している管など、こうした油漏れを起こす可能性のある配管はどこどこで幾つあるのか、これについてもお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 酒井議員のご質疑にご答弁いたします。

今回事故が生じた旧江部乙診療所のほかにも保健福祉部所管の施設はございますけれども、旧江部乙診療所を含めて地下タンクを有する施設につきましては目視の検査、あるいは臭気がないかの確認を行い、さらに専門業者による漏えい検査を行ったところでございます。事故後におきましては、迅速な事故処理に努めるとともに、地下タンク等油漏れ事故対策本部を設置いたしまして、市内公共施設の緊急点検を実施いたしました。市民対応といたしましては、地下水利用者全戸を訪問して情報提供あるいは影響確認を行い、二次災害の防止に努めたところでございます。漏えい検査後に事故が発生し、結果的に地下水等に影響がなかったとはいえ、事故につながったことを考えれば、チェック体制が完璧だったと申し上げるわけにはいきませんが、事故の重大性を十分認識いたしまして、市民の皆さんにご迷惑をおかけしないようにさらなるチェック体制を強化していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。改めまして、ご迷惑をかけたことを深くおわびいたします。

市全体としての今後の取り組み等につきましては、総務部長の方からご答弁申し上げます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 検査体制は十分だったのかと、それから今後専門的な調査がどのように行われるか、それから油漏れの可能性のある配管についてはどこどこ、幾つあるのかという質疑がありましたので、ご答弁させていただきますが、今回の地下埋蔵タンク及び地下埋設配管の定期点検については、平成16年の法の改正がありまして、設置後15年以上経過した施設は毎年点検が必要となっております。当市における対象施設は、専門業者により年1回の検査を行っているところであります。この調査は、地下タンクのほか配管部分の検査も行っていることから、庁舎管理規則に基づく各施設の管理者が事故の重大性をより認識しながら、各施設の日常点検のさらなる徹底を図ることにより再発防止に努めてまいりたいと思っております。今回の油漏れの事故を受けまして、昨年暮れ、助役を本部長とする地下タンク等油漏れ対策本部を設置しております。この本部は、解散することなく引き続き油漏れの未然防止に努めていくこととしております。私どもの全体調査になりますけれども、今回の調査は地下タンクのほか地上タンクを有する施設も対象として調査をいたしました。調査内容は、雪が降っているという状況もあり、目視による確認とにおいて、それから量の変化の有無について確認をしたところでありまして、調査結果としては異常がなかったところであります。

今後については、何といてもやはり事前対策の徹底であります。全施設の管理者を対象として、より効果的な日常管理の手法等について、消防の指導のもと、雪解けに当たって消防の講師等を頼みながら講習会を実施し、法定検査実施はもとより、全施設の管理者を対象として行いたいと思っております。また、各施設管理者は、任せるのではなくて、現地立会のもと責任を持って調査するとか、それぞれの施設に適した管理方法により日常管理の徹底を図ることにしたいと考えております。

油漏れを起こす可能性のある配管はどこどこで、幾つあるのかというご質問ですが、今回の緊急調査では地下、それから地上タンク敷設箇所、第3セクターを含む90施設を行いました。特に修繕等を要する施設はなかったところではありますが、雪解けを含めて今後においても日常管理の徹底と予算化している年1回の法定定期点検で対応することはもちろんのこと、日常点検におけるおそれありのケースの場合は予算を含め事前対策に万全を期したいと考えているところでございます。あわせて、地上タンクの管理についても徹底したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 答弁が終わりました。酒井議員。

○酒井議員 日常点検の徹底で再発を防ぐということでございますけれども、先ほど部長のご答弁の中で緊急検査を90施設行ったけれども、特に修繕が必要な施設はなかったと。これは、目視や量やにおいなどを見た限りでということよろしいのでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 法定点検はしておりますし、今回急遽雪が降っている状況の中でのにおい、特に油漏れの場合は臭気が第1に発生するということがありますので、におい、それから油を入れる際の量、それから次に入れる際の量の通常と違う変化があるか否かも含めながら確認、それらを急遽実施して、現状としてはなかったということです。さらに、雪解けを待って、さらに日常点検を含めながら、定期検査を含めながら徹底をしたいし、それをマニュアル化するなど、日誌等を含めながら、消防の指導のもとできちとした体制、日常点検の充実、漏れないようにということで万全を期したいと考えております。

以上でございます。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 私が伺いたいのは、漏れてから対応するというのではまずいというふうなことなのです。例えば今の日常点検などにおいなどを感じたということは、既に漏れているということなのです。そうではなくて、そうしたおそれがあるという施設が今のところは目視検査では判明していないということございましたけれども、年数から見て可能性があるというものに関しましてはしっかりと新年度でも調査を行ってほしいということを申し上げたかった。そのことだけ最後に確認したいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 新年度においても徹底して検査を行っていきたいと思っております。それは、日常管理、法定点検含めてということでございます。

○議 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第4 報告第2号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議 長 日程第4、報告第2号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。
説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 報告第2号に上程されました専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。

事故発生日は、平成17年11月29日午後5時ころでございます。

事故発生場所は、砂川市西4条北2丁目1番1号地先でございます。

相手方は、空知郡上砂川町字鶉74番地14、松川渡さんでございます。

損害賠償額は、13万6,499円でございます。この金額につきましては、加入保険であります全国市有物件災害共済会から全額補填されます。

事故原因は、生活保護調査用務を終え、公用車両にて砂川市立病院駐車場から市道に出るため後退したところ、市道上に停車していた相手方車両に衝突し、損害を与えました。

専決処分年月日は、平成17年12月27日でございます。

たび重なる不注意による事故であり、本人にはもちろん、全職員に対して交通安全意識の徹底をさらに図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第5 報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第5、報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。
説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第3号 専決処分について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項につきましては、車両損傷事故に伴います損害賠償額の決定であります。

事故発生日時につきましては平成17年11月29日の午前10時ころで、事故発生の場所につきましては江部乙町3949番地14地先、丸加高原伝習館北側の通常職員の駐車スペースとして指定している場所でございます。

相手方につきましては、丸加高原健康の郷の嘱託職員であり、砂川市から通勤しております浜名美里でございます。

損害賠償額につきましては、2万160円。賠償につきましては、加入しております全国市長会の補償保険で全額補償となります。

事故の原因でございますけれども、当日丸加高原一帯は早朝から強風が吹き荒れる天候でしたが、伝習館機械室屋上に設置してございますダクト点検口の鉄製のふた、大きさが1メートル5センチ掛ける65センチ、厚さ約1センチ、重さ約20キロほどでございますけれども、これが局地的な突風にあおられまして約5メートル下まで落下し、駐車しておりました相手方の車両に損害を与えたものでございます。

専決処分年月日につきましては、平成17年12月30日でございます。

今回の事故につきましては、幸いにも車両損傷にとどまったところでございますけれども、最悪人身事故につながる可能性もございました。こうしたことから、事故を重大に受けとめて、再発の防止策としてふたをボルトで固定する処置をするとともに、落下あるいは飛散する可能性のある箇所再点検、加えて施設とその周辺の日常点検の強化を徹底したところで、今後施設管理に万全を期す中で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、専決処分の内容についてご報告させていただきました。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第6 議案第1号 滝川市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例

議案第2号 下水道使用料の算定に関する事務等の委託について

議案第3号 中空知広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び

その共同処理する事務の変更並びに中空知広域水道企業団規約
の変更について

○議長 日程第6、議案第1号 滝川市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例、議案第2号 下水道使用料の算定に関する事務等の委託について、議案第3号 中空知広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及びその共同処理する事務の変更並びに中空知広域水道企業団規約の変更についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部参事。

○建設水道部参事 ただいま上程されました滝川市水道事業に関係します議案につきまして、中空知広域水道企業団に奈井江町が新たに参画し、用水供給事業から水道事業に変更になるなどの関係する事項につきまして、水道事業統合等調査特別委員会の設置をいただき、12月7日から1月17日の間に5回の委員会を開催をしていただく中で、水道料金の試算、滝川市のメリット、デメリット、財務の見通し、滝川市の負担割合、議員定数等について精力的にご審議賜りました。特に水道事業の実施に当たりましては、市民感情、新しい水道料金の扱い、事業運営にスピードを持ちながら時代に合った経営感覚を持って対応していくなどの多くの意見があったことを受けとめながら、提案の説明とさせていただきます。

初めに、議案第1号 滝川市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例についてご説明申し上げます。

中空知広域水道企業団に新たに奈井江町が参画することにより、滝川市、砂川市、歌志内市の水道事業の統合により、中空知広域水道企業団が水道事業を行うことに伴い、関係する条例の廃止及び一部の改正でございます。

次に掲げます1号、滝川市水道事業の設置等に関する条例、2号、滝川市水道事業条例、3号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、滝川市の水道事業を中空知広域水道企業団に移行することによって廃止をしたいとするものでございます。

附則の処理でございますが、1項、この条例は、平成18年4月1日から施行するものであります。

以下、水道事業条例廃止等に伴います関係する条例の条文の整理、改正でございます。

2項は、滝川市行政手続条例第2条第1号中「、執行機関」を「及び執行機関」に、「以下同じ。）及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を」を削除し、「）を」に改めるものでございます。

3項、職員定数条例の一部改正でございます。第2条中「及び議会」を「並びに議会」に改め、「並びに地方公営企業職員」を削除するものであります。

第3条第1号中、市長の事務部局の職員「717人」を「703人」に改め、同号ウの水道企業職員14人を削除し、同条第7号中「812人」を「798人」に改めるものでございます。

4項、公益法人等への滝川市職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。第4条の見出しを「（派遣職員の給与）」に改め、同条中、企業職員から以下の文言、であつてまでを削除するものでございます。

第5条中「（企業職員である職員を除く。）」を削除するものであります。

第6条の見出しを「（派遣職員の復帰時における処遇）」に改め、同条中「一般の」を削除するものでございます。

第7条は、企業職員に関連する部分でありますので、全文削除ということでございます。

第14条中「（企業職員である職員を除く。次条において同じ。）」を削除するものであります。

第5項、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正でございます。第3条中、第1号、水道事業施設を削除し、第2号を第1号とし、第3号を第2号と改めるものでございます。

6項、滝川市下水道条例の一部改正でございます。第34条第3項を削除し、第36条第2項中、使用料の徴収方法であります、「滝川市水道事業条例第25条に規定する定例日」を「使用者ごとに定める毎月の使用料の算定の基準日」に改めるものでございます。

2ページをお開きを願いたいと思います。7項でございます。滝川市個別排水処理施設条例の一部改正でございますが、第11条第3項中「滝川市水道事業条例第25条に規定する定例日」を「使用者ごとに定める毎月の使用料の算定の基準日」に改めるものでございます。

第12条第4項は、水道条例の規定準用でありますので、削除するものであります。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

次に、議案第2号 下水道使用料の算定に関する事務等の委託についてご説明を申し上げます。

滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、中空知広域水道企業団の水道事業の統合に伴いまして、下水道使用料の算定に関する事務等について中空知広域水道企業団へ委託をしたいとしますものであります。これは、地方自治法第252条の14の規定により、下水道使用料の算定に関する事務等を別紙規約により中空知広域水道企業団に委託するものでございます。

参考資料の事務等の委託に関する規約でご説明を申し上げます。1ページをお開きを願いたいと思います。滝川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約につきまして、第1条、規約の趣旨でございます。この規約は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、滝川市と中空知広域水道企業団における事務の委託について必要な事項を定めるものでございます。

第2条、委託事務の範囲でございますが、第1項は滝川市が事務の管理、執行を企業団に委託すると定めるものでございます。

1号、公共下水道使用料及び個別排水処理施設使用料の算定に関する事務、2号、下水道使用料等の納入通知書の発行、送付に関する事務、3号、下水道使用料等の口座振替に関する事務、4号、下水道使用料等の徴収に関する事務の一部。

第2項では、企業団が滝川市を給水区域とする水道料金の徴収に関する事務の一部の管理及び執行を滝川市に委託するものでございます。

第3条、管理及び執行の方法でございますが、1項は前条、第2条第1項に掲げる事務の管理、執行は滝川市の条例、規則その他の規程の定めるところによるものと定めるものでございます。

第2項、前条第2項に掲げる事務の管理、執行については、企業団の条例等の定めるところによ

るというふうに定めるものでございます。

第4条、経費の負担、予算の執行は、第2条第1項の委託事務の管理、執行に要する経費は滝川市の負担とし、企業団に交付するとするものでございます。

2項、経費の額、交付の時期は、滝川市長と企業団企業長が協議して定め、この場合企業長はあらかじめ委託事務に要する経費の見積もりを滝川市長に提出をすると定めるものでございます。

第5条、企業長は、第2条第1項の委託事務の管理、執行に係る収入支出につきましては、企業団歳入歳出予算において各構成市町別に分別、分けて計上すると定めるものでございます。

第6条、徴収料金等についてでございます。委託事務の管理、執行に伴い徴収する水道料金、下水道使用料等は、それぞれ事務を委託するものの収入とすると定めるものでございます。

第7条は決算の場合の措置について定めるものであり、第8条は条例改正等の場合の措置について定めるものであります。

2ページをお開きを願いたいと思います。附則で、この規約は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

次に議案第3号 中空知広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及びその共同処理する事務の変更並びに中空知広域水道企業団規約の変更についてご説明を申し上げます。

中空知広域水道企業団へ新たに奈井江町が参画し、水道事業が統合されることに伴い、中空知広域水道企業団の規約の一部の変更等をしたいたするものでございます。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道知事の許可のあった日から中空知広域水道企業団を組織する地方公共団体の数を増加し、及び平成18年4月1日からその共同処理する事務を変更し、これらに伴い中空知広域水道企業団規約を次のとおり変更したいとするものでございます。

中空知広域水道企業団規約の一部を改正する規約の内容は、参考資料の新旧対照表でご説明を申し上げますので、新旧対照表をお開きを願いたいと思います。

第2条、企業団を組織する地方公共団体に奈井江町を加えることによって、「及び歌志内市」を「、歌志内市及び奈井江町」に改めるものでございます。

第3条、企業団の共同処理する事務の「水道用水供給事業」を改正後は「水道事業」と改めるものでございます。

第5条の第1項、企業団の議会の議員の定数は「14人」の現行を定数は「13人」と改めるものでございます。

第2項、構成団体の議会の議員の数については、現行、滝川市6人、砂川市5人、歌志内市3人を改正後は滝川市5人、砂川市4人、歌志内市2人、奈井江町2人と改めるものでございます。

第9条、副企業長でございますが、現行2人を奈井江町が加わることによりまして新たに改正後は3人と改め、次に1条を加えまして、新たに参与を加えまして、第9条の2は企業団に参与を置く設定をし、第2項、参与は、企業長の構成団体の助役をもって充てると定めるものでございます。

附則でございますが、1項、施行期日は、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行す

る。ただし、第3条の改正規定は、平成18年4月1日から施行すると定めるものでございます。

経過措置の扱いとしまして、2ページでございますが、第2項、当分の間、この規約による改正後の中空知広域水道企業団規約第3条の規定の適用については、同条の中に滝川市簡易水道事業条例等を廃止する条例附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされた滝川市簡易水道事業分担金徴収条例に関する事務を含む。滝川の水道事業条例を廃止することによりまして、簡易水道事業分担金徴収条例については中空知広域水道企業団の中で扱いをしていくという経過措置でございます。

第3項、これは議会議員数の経過措置でございますが、この規約の施行の日から同日後最初に到来する構成団体の議会の議員としての任期が満了する日までの間、これは平成19年4月、5月の任期満了まででございますが、この規約による新規約第5条第1項の規定の適用については、「13人」とあるのは「15人」とし、同条第2項の表の規定の適用については、同表の規定にかかわらず、次のとおりとするということで、現行、滝川市6人、砂川市5人、歌志内市3人、新しく奈井江町1人とするものでございます。これは、平成19年の任期の満了の日までという措置でございます。

以上、議案第1号 滝川市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例、議案第2号 下水道使用料の算定に関する事務等の委託について、議案第3号 中空知広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及びその共同処理する事務の変更並びに中空知広域水道企業団規約の変更についての説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。井上議員。

○井上議員 それでは、お許しをいただきまして、討論をさせていただきます。

議案第1号 滝川市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例、議案第2号 下水道使用料の算定に関する事務等の委託について、議案第3号 中空知広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及びその共同処理する事務の変更並びに中空知広域水道企業団規約の変更について、この1号から3号までについて、新政会を代表しまして可とする立場で討論をいたします。

滝川市並びに中空知広域水道企業団は、市民生活に欠かすことのできない安全で良質な給水サービスを休むことなく続けられていることに敬意を表するところでございます。水道事業は、長引く人口減少、施設の老朽化、水に対するニーズの多様化、高度化、新たな危機管理のあり方など、グローバルな視点で環境対策など多様な課題を抱えているのも事実であります。このような状況の中で、今回の提案議案は中空知広域水道企業団の奈井江町の水道事業との統合、そして水道用水供給事業を水道事業に改める改正案であります。いわゆる末端給水の実施であり、3市1町の水道事業の完全統合であり、合併であります。このことは、水道事業の歴史的な改革につながると確信する

ものであります。このことを通じて、行財政改革を推進し、水道事業の運営基盤の強化、安全で良質な水を安定的に供給することを願うものであります。もろもろ公共料金が上がってもなかなか下がらない時代に料金を下げようとする努力、難しい経営統合、機構改革に取り組まれている田村企業長を初め関係各位に改めて敬意を表するものであります。

水道事業統合をより実りあるものにするために、若干の意見を述べさせていただき、討論とさせていただきます。その第1は、改革とそのスピードであります。その第1点目は、水道料金改定のスピードであります。このたびこの統合問題等を調査するために設置された水道事業統合等調査特別委員会で明らかになったわけでありすけれども、水道統合によりもたらされる最大のメリットは市民向けの水道料金を下げることができるということでありす。それも一番下げ幅が大きいのが滝川市民向けであります。平均で1トンで約38円安くなる。これを滝川市民全体で言えば、1億2,300万のお金が滝川市民が助かるというわけでありす。この料金改定を何で2年もかけてやらなければならないのかということでありす。既に料金の試算はできているわけでありす。計画書による料金改定、統一料金は平成20年4月になっておりますが、これを改革とスピードを上げる上でも1年前倒しして平成19年4月から統一料金を実施できないかということでありす。現在の試算によると、構成3市はすべて値下げの恩恵を受けるわけでありす。奈井江町は20年4月より中空知広域水道企業団よりの実際の給水開始であります。それまでは、奈井江町自身でつくった水を飲んでいるわけでありす。それまでは、奈井江町の水道料金でよいわけでありす。したがって、奈井江町は20年4月からの統一料金の適用、これは附則で対応すれば十分できると考えられるわけでありす。

第2点目は、組織統合のスピードの問題であります。統合前の3市1町と企業団の体制で、これにかかわる職員数は43名であります。これが現在の体制であります。これが平成22年4月の状況は、職員数は22名の計画であります。これは、職員数を半減する画期的な改革であります。これは、素晴らしいことだと考えるところでありす。しかし、平成19年4月より事業所統合の体制ができると計画書にはうたわれているのであります。実際は、業務が3市1町で分散が行われている格好になっているところでありす。これは、どう見ても不自然と考えられるわけでありす。業務分散の体制の期間を長く置くことなく、1カ所の事業所で企業長のもとに組織一団となって経営改善に取り組む必要があると考えるわけでありす。統合後できるだけ速やかに統合事務所で勤務し、統合の実を上げることが重要と考えるところでありす。また、そのことによって職員数の削減を可能にすると考えるところでありす。このスピードを上げることによって、支出減を達成することができるかと考えるところでありす。

次に、統合による料金改定にかかわる課題であります。一つは、通減料金導入の課題であります。統合に関する計画書の中にも述べられているところでありすが、近年は人口減少、産業構造の変化、原価に対する負担の公平等から、例えば使えば使うほど割安感のある料金体系、いわゆる通減料金の考え方の導入であります。奈井江町が入っても、十分現在の企業団の施設で供給能力を持っているわけでありす。従来はたくさん使うことを抑制する通増料金の体制になっているわけでありす。これからは人口減少の時代、水をたくさん使ってもらうようにする料金体系が必要である

と考えられます。このことによって料金を上げ、健全経営につなげると考えられるところであり
ます。

次に、業務用と家庭用の格差の改善であります。経済不況、人口減少など、業務用の対象となる
事業者の経営環境はますます悪化の一途をたどっているのが現実であります。毎日大量の水を使用
するところと余り使わないところ、物販の店舗だとか、あるいは事業所、それから飲食業なんかも
水商売と言われているのですけれども、それでも家庭用より使っていないところがたくさんあると
いうことで、何で業務用を払わなければならないかという訴えもあるところであり
ます。業務用と
家事用が同じ料金がかかるということに対するいろいろなご意見があるわけであり
ます。この際、
業務用の基準トン数の見直しも含め、抜本的な料金体系の見直しが必要であるところであ
ります。

最後に、このたびの広域水道企業団、奈井江町が入り構成市町が増加して、そして末端給水が実
施され、水道事業が完全に統合されるわけであり
ます。この場合、水道企業団の果たす役割は、水
道料金の決定を初め非常に重大であります。そのようなときに、滝川市に割り当てられている議員
定数は滝川市が果たしている役割からすると、その数は実態を反映していない少ない数であるとの
不満も残すところであり
ます。しかし、今後新しい企業団としては民間的視点も多く導入し、経営
戦略をもって健全経営に撤せられることを希望し、討論といたします。

○議 長 坂下議員。

○坂下議員 私は、市民クラブを代表して、平成18年第1回臨時市議会に付議されました議案第
1号 滝川市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例、議案第2号 下水道使用料の算定
に関する事務等の委託について、議案第3号 中空知広域水道企業団を組織する地方公共団体の数
の増加及びその共同処理する事務の変更並びに中空知広域水道企業団規約の変更について、以上3
件について賛成の立場で討論をいたします。

水道事業に関するこの3案件につきましては、水道事業統合等調査特別委員会において調査、論
議をされました。市民生活を送る上で安全な飲料水が長期にわたり安価で潤沢に確保、供給される
ことは絶対必須条件であります。本計画は、関係市町の整備計画の改定要請に基づいて北海道が策
定したものであり、国並びに道の支援が可能な案件であります。統一料金となる平成20年から利
用料金が若干軽減され、また人件費や共通経費の削減が図られるとするものであります。企業団議
会の議員数の構成について若干の異論があり、懸念が残るところではありますが、適切な運用を図ら
れるよう希望するものであります。いずれにいたしましても、空知地方は全国一人口減少率の高い
地方として指摘をされているところでもございます。そうしたことから、特に効率的な運営を図っ
ていただくよう要望し、討論といたします。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 私は、日本共産党を代表して、議案第1号 滝川市水道事業の設置等に関する条例
等を廃止する条例、議案第2号 下水道使用料の算定に関する事務等の委託について、議案第3号
中空知広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及びその共同処理する事務の変更並び
に中空知広域水道企業団規約の変更についてを可とする立場で討論を行います。

これら3件の議案は、奈井江町の中空知広域水道企業団への参画を認めるとともに、企業団の事業内容を水道用水供給事業から末端までの給水事業を含む水道事業へ変更するための議案ですが、議会は企業会計の一つを廃止するという重要な案件であること、住民の日常生活にとって欠かせない水道事業に関する案件であることなどから、特別委員会を設置して精力的に調査を行いました。私も特別委員会の一員として真剣に調査させていただきました。その結果、第1に、企業団浄水場の施設能力は奈井江町参画による給水量増加に十分こたえられるもので、水の有効活用につながる。第2に、水道料金については現状の滝川、1立方メートル267円89銭から料金が統一される平成20年度からは1立方メートル230円とする試算が示され、滝川市として年間1億円を超える値下げとなることを確認するとともに、財政基盤が強化されることにより、長期的に見ても適切な水道料金を維持しながら健全な経営が推進できること。第3に、共通する業務を整理することにより、現状と比較して人件費や共通経費の削減が図れること。第4に、奈井江町参画による新たな広域化対策の起債償還という負担増を伴う一方で企業団への負担金や出資金が減ることにより総体として負担は減ることを確認できたことなどから、市民にとっても市にとってもメリットは大きいと判断し、賛成するものです。

しかし、以下に述べるような問題点や検討が必要と思われる事項もありました。第1に、議会への報告と時期についてです。今回の議案は、滝川市のみならず他自治体との関係も絡む重要案件であり、議会として十分な時間をかけて調査あるいは審査して可否を決定する必要性がありました。しかし、関係委員会への当初の報告は、内容の重大さや議会としての判断時期についても明確に示されず、結果として極めて短期間で結論を出さなければならない事態になりました。こうした今回の経過を教訓に、重要案件は議会が住民の意向を把握するとともに徹底して調査、審査を行える期間を保障するよう求めたい。

第2に、水道料金の徴収や転入、転出時の手続など、住民と直接関係する業務において今後住民の利便性が現状と比べ低下することのないよう配慮されたい。

第3に、一部事務組合議会のあり方についてです。今後多種多様な事業において広域での協力、共同事業がふえてくることが予想され、一部事務組合議会の役割が大きくなります。しかし、現状の一部事務組合議会制度はこうした役割を担うにふさわしい議会制度が整っている状況にありません。例えば企業長に対する議員の一般質問も制度化されていないなど、議員の意思表示の機会が十分保障されてはいません。重要な役割を担う議会として、制度の見直しと議会活性化に向け検討が求められています。

第4に、広域行政における各自治体の個人情報共有の範囲や内容については、プライバシー保護と住民サービス充実の両面から研究検討を進められたい。

以上を申し述べ、日本共産党を代表しての討論とします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより一括上程議案のうち、先に議案第1号の採決に入りますが、本案は地方自治法第244条の2第2項並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条第1号の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。また、この場合は議長も表決権を有しますので、表決権を有するただいまの出席議員数は20名であります。

これより議案第1号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立20名であります。

よって、3分の2以上の賛成者がありますので、議案第1号は可決されました。

次に、残りの議案第2号及び議案第3号の2件を一括採決いたします。

本件をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号の2件はいずれも可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成18年第1回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時02分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員